

古殿町第7次振興計画

令和2年4月

目次

第1部 序論

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間と構成	1
3 計画の性格と役割	1
4 計画の背景	2

第2部 基本構想

1 まちづくりの基本方針

1.1 町の将来像	15
1.2 目指すべき状態	15

2 施策の大綱

2.1 人づくり分野	
2.1.1 まちづくりの目標：誇りある豊かな心を育む町	17
2.1.2 目指すべき状態	17
2.2 健康・生きがい分野	
2.2.1 まちづくりの目標：みんながいきいきと健やかに暮らせる町	19
2.2.2 目指すべき状態	19
2.3 安心・安全分野	
2.3.1 まちづくりの目標：みんなが安心して暮らせる町	21
2.3.2 目指すべき状態	21
2.4 産業分野	
2.4.1 町づくりの目標：豊かな地域力を生かす町	23
2.4.2 目指すべき状態	23

3 エリア構想

3.1 エリア構想の概念	25
3.2 エリア構想の基本方向	25
3.2.1 環境への配慮	25
3.2.2 安心で安全なまちづくり	25

第3部 基本計画

1 人づくり分野

- 1-1 個性と創造力を育む学校教育の充実 26
- 1-2 青少年の育成推進 27
- 1-3 豊かな町民文化の創造 28
- 1-4 交流と連携の促進 29

2 健康・生きがい分野

- 2-1 健やかな生活を支える健康づくりの推進 30
- 2-2 生涯学べる環境の整備 31
- 2-3 生きがいのある福祉社会づくりの推進 33

3 安心・安全分野

- 3-1 安全で安心なまちを支える生活基盤の整備 35
- 3-2 安全で安心して生活できる道路・交通網の整備 36
- 3-3 安心して生活できる防犯対策の推進 37
- 3-4 暮らしを守る災害対策の整備 38

4 産業分野

- 4-1 活力ある農業の振興 39
- 4-2 活力ある林業の振興 40
- 4-3 活力ある商工業の振興 41
- 4-4 地域資源の価値の向上 42

5 計画の実現に向けて

- 5-1 町民と協働のまちづくり 43
- 5-2 健全な行財政運営 44

資料編

- 1 古殿町第7次振興計画策定体制 46
- 2 古殿町振興計画策定に係るプロジェクト会議設置要綱 47
- 3 古殿町振興計画審議会条例 49
- 4 策定経過 52

第 1 部 序 論

1 計画策定の趣旨

古殿町の第6次振興計画は平成31年度に最終年度を迎える。そこで、総合的かつ計画的な行政運営を図るための新たな振興計画を策定する。

2 計画の期間と構成

本計画は、令和2年度を初年度とし、令和11年度を目標年次とする10か年計画とする。計画の構成は「基本構想」「基本計画」「実施計画」によって構成される。

3 計画の性格と役割

<基本構想>

地域社会の将来の目標及び目標達成のための基本的施策を定めた計画として基本構想を策定する。基本構想は地域を対象とした計画として、各主体の役割を具体化し、町民主体で策定する。計画期間は10年とする。

<基本計画>

基本構想に定めた将来の目標及び目標達成のための基本的施策のうち、町長・町職員の役割をより具体化した計画として基本計画を策定する。基本計画は行政を対象とした計画として、基本構想に基づき行政主体で策定する。また、施策体系は組織、内容はまち・ひと・しごと創生総合戦略との整合を図る。計画期間内であっても社会経済環境の変化に応じて改訂することとする。

<実施計画>

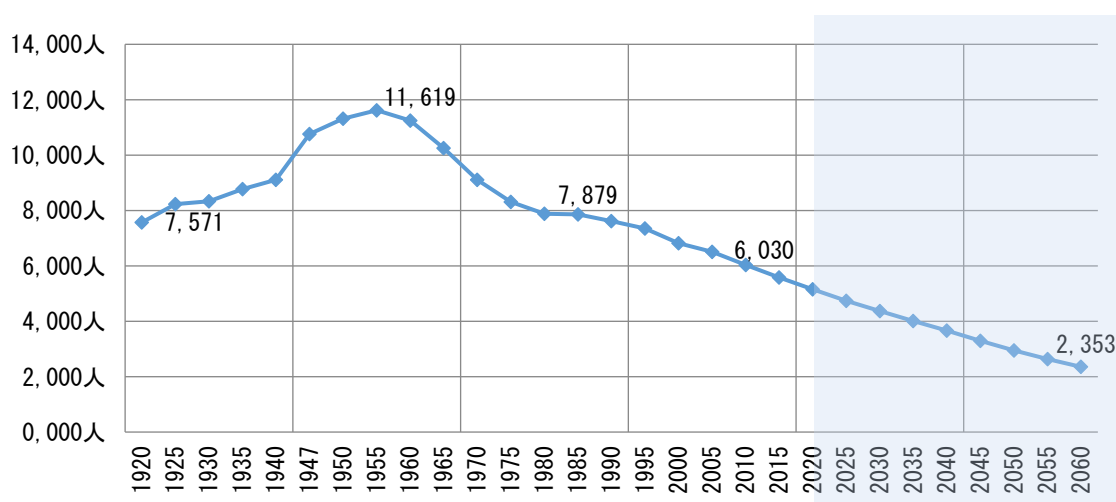
基本計画で定められた町の施策を具体的にどのように実施していくかを明らかにするための計画として実施計画を策定する。実施計画は予算と一体化した計画とする。また、事務事業の単位は組織、内容はまち・ひと・しごと創生総合戦略との整合を図る。計画期間は3ヵ年とし、毎年度ローリングする。

4 計画の背景

4.1 人口動向分析

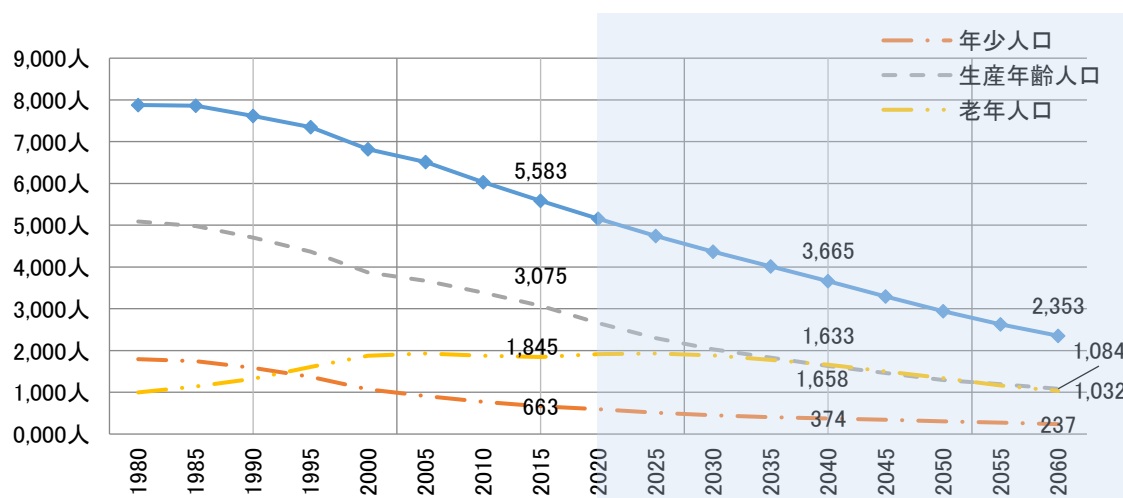
本町の人口は1950年の11,619人をピークに、2015年には5,583人を
 経て、2060年には2,353人となることを見込まれる。「年少人口」と「生産年齢
 人口」は継続的に減少し、それぞれ2060年には237人、1,084人まで減少が見込
 まれる。「老年人口」は2025年まで増加傾向が見込まれるが、その後減少へ転じ、2
 060年には、1,032人となると見込まれる。

図表1. 総人口の推移と推計（単位：人）



作成：日本生産性本部

図表2. 年齢3区分別人口の推移と将来推計（単位：人）



作成：日本生産性本部

図表 3. 人口・世帯の推移（単位：人）

年次	総数	男	女
2008年	6,192	3,035	3,157
2009年	6,139	2,996	3,143
2010年	6,030	2,953	3,077
2011年	5,885	2,885	3,000
2012年	5,769	2,815	2,954
2013年	5,646	2,751	2,895
2014年	5,562	2,710	2,852
2015年	5,373	2,610	2,763
2016年	5,234	2,540	2,694
2017年	5,064	2,470	2,594
2018年	4,930	2,411	2,519

福島県現住人口調査年報に基づき作成

図表 4. 年齢3区分別人口及び構成比

年次	総人口 (人)	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳～)	
		総数 (人)	構成比 (%)	総数 (人)	構成比 (%)	総数 (人)	構成比 (%)
1980年	7,879	1,793	22.8%	5,089	64.6%	997	12.7%
1985年	7,860	1,744	22.2%	4,978	63.3%	1,138	14.5%
1990年	7,617	1,587	20.8%	4,706	61.8%	1,324	17.4%
1995年	7,348	1,370	18.6%	4,370	59.5%	1,608	21.9%
2000年	6,818	1,074	15.8%	3,872	56.8%	1,872	27.5%
2005年	6,511	913	14.0%	3,678	56.5%	1,929	29.6%
2010年	6,030	769	12.8%	3,386	56.2%	1,875	31.1%
2015年	5,373	629	11.7%	2,948	54.9%	1,796	33.4%
2017年	5,064	563	11.1%	2,676	52.8%	1,825	36.0%
2018年	4,930	554	11.2%	2,555	51.8%	1,821	36.9%

1980～2015年は国勢調査、2017年は福島県現住人口調査年報に基づき作成

図表 5. 年齢別（5 歳階級）、男女別人口（単位：人）

2008 年	全体	男	女
総数	6,192	3,035	3,157
0～4 歳	241	118	123
5～9 歳	250	119	131
10～14 歳	324	171	153
15～19 歳	324	167	157
20～24 歳	222	112	110
25～29 歳	250	138	112
30～34 歳	297	158	139
35～39 歳	275	132	143
40～44 歳	320	161	159
45～49 歳	420	240	180
50～54 歳	513	288	225
55～59 歳	512	269	243
60～64 歳	325	163	162
65～69 歳	325	156	169
70～74 歳	483	217	266
75～79 歳	498	225	273
80～84 歳	372	141	231
85 歳以上	241	60	181

2018 年	全体	男	女
総数	4,930	2,411	2,519
0～4 歳	123	65	58
5～9 歳	202	93	109
10～14 歳	229	115	114
15～19 歳	211	102	109
20～24 歳	121	64	57
25～29 歳	112	55	57
30～34 歳	193	104	89
35～39 歳	222	121	101
40～44 歳	258	139	119
45～49 歳	269	132	137
50～54 歳	289	141	148
55～59 歳	393	225	168
60～64 歳	487	271	216
65～69 歳	495	257	238
70～74 歳	293	143	150
75～79 歳	266	117	149
80～84 歳	346	136	210
85 歳以上	421	131	290

福島県現住人口調査年報に基づき作成

図表 6. 人口動態（単位：人）

	人口（全体）	自然増減	社会増減	人口増減
2008 年	6,190	△42	△45	△87
2009 年	6,126	△24	△40	△64
2010 年	5,995	△36	△59	△95
2011 年	5,873	△66	△56	△122
2012 年	5,742	△51	△80	△131
2013 年	5,643	△45	△54	△99
2014 年	5,552	△59	△32	△91
2015 年	5,358	△67	△41	△108
2016 年	5,201	△84	△73	△157
2017 年	5,015	△91	△95	△186
2018 年	4,908	△72	△35	△107

福島県現住人口調査年報に基づき作成

図表 7. 自然人口動態（単位：人）

	全体			男			女		
	出生	死亡	自然増減	出生	死亡	自然増減	出生	死亡	自然増減
2008年	40	82	△42	21	41	△20	19	41	△22
2009年	49	73	△24	23	39	△16	26	34	△8
2010年	53	89	△36	32	53	△21	21	36	△15
2011年	36	102	△66	16	57	△41	20	45	△25
2012年	34	85	△51	14	46	△32	20	39	△19
2013年	38	83	△45	19	48	△29	19	35	△16
2014年	32	91	△59	19	48	△29	13	43	△30
2015年	21	88	△67	10	46	△36	11	42	△31
2016年	23	107	△84	11	55	△44	12	52	△40
2017年	22	113	△91	15	53	△38	7	60	△53
2018年	22	94	△72	11	39	△28	11	55	△44
総計	370	1007	△637	191	525	△334	179	482	△303

福島県現住人口調査年報に基づき作成

図表 8. 社会人口動態（単位：人）

	転入			転出			社会増減
	県内	県外	その他	県内	県外	その他	
2008年	84	61	2	126	64	2	△45
2009年	88	62	0	107	82	1	△40
2010年	66	47	0	106	65	1	△59
2011年	77	57	1	99	92	0	△56
2012年	45	53	0	100	78	0	△80
2013年	57	51	0	99	63	0	△54
2014年	69	51	0	104	48	0	△32
2015年	54	43	0	81	56	1	△41
2016年	54	45	1	113	60	0	△73
2017年	40	44	0	117	61	1	△95
2018年	45	69	0	81	68	0	△35
総計	679	583	4	1133	737	6	△610

福島県現住人口調査年報に基づき作成

4.2 産業

1985年における本町の就業者数は4,286人で、総人口7,860人に占める割合は54.5%であった。それに対し、2015年には総人口5,373人に対して就業者2,762人で、51.4%の割合となっている。

就業者数の産業別内訳の1985年から2015年までの推移を見ると、第1次産業が1,537人から440人に大幅減少し、第2次産業が1,660人から1,164人に減少、第3次産業は1,089人から1,158人にやや増加している。第1次産業の中心を占める農林業の減少が大きく、高齢化と担い手不足が背景に伺える。

図表9. 就業者数の産業別内訳

	第1次産業		第2次産業		第3次産業		合計 (人)
	総数 (人)	構成比 (%)	総数 (人)	構成比 (%)	総数 (人)	構成比 (%)	
1985年	1,537	35.9	1,660	38.7	1,089	25.4	4,286
1990年	1,205	28.8	1,856	44.4	1,123	26.8	4,184
1995年	842	21.7	1,880	48.3	1,167	30.0	3,889
2000年	707	20.0	1,712	48.3	1,122	31.7	3,541
2005年	648	18.8	1,600	46.3	1,205	34.9	3,453
2010年	422	14.9	1,299	46.0	1,104	39.1	2,825
2015年	440	15.9	1,164	42.1	1,158	41.9	2,762

国勢調査に基づき作成

図表 10. 就業者数の産業別内訳（単位：人）

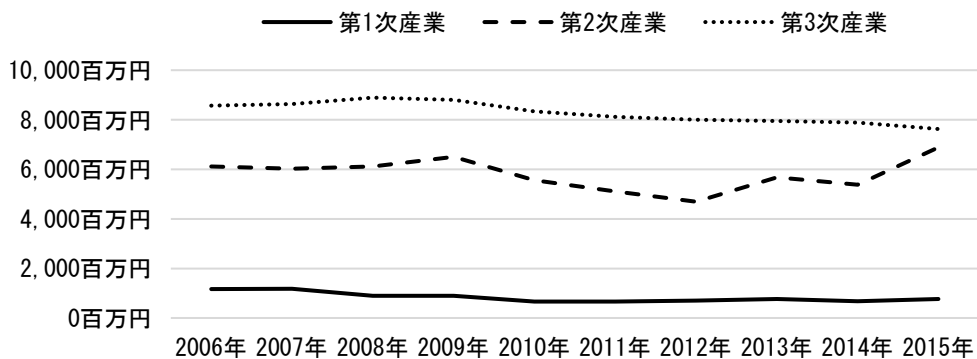
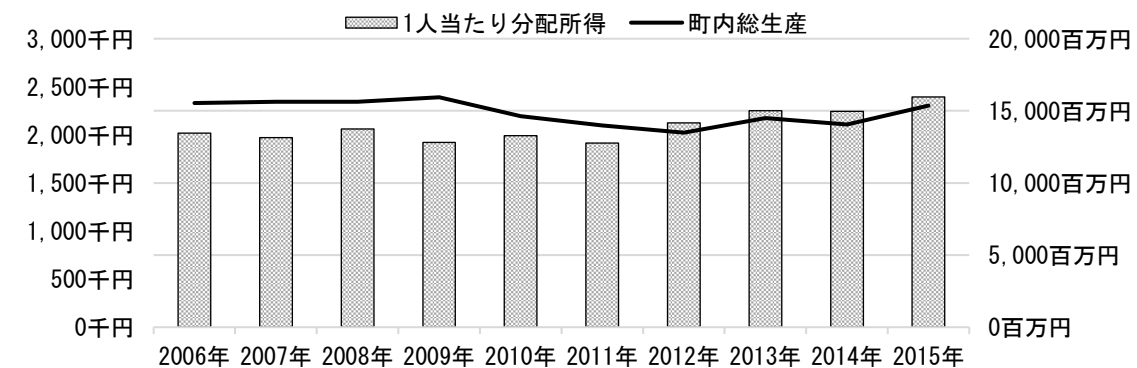
産業分類	2010 年	2015 年
第 1 次産業	422	440
A 農業, 林業	422	440
B 漁業	0	0
うち農業	353	360
第 2 次産業	1,299	1,164
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	2	2
D 建設業	350	353
E 製造業	947	809
第 3 次産業	1,015	1,077
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	1
G 情報通信業	6	6
H 運輸業, 郵便業	129	131
I 卸売業, 小売業	298	274
J 金融業, 保険業	27	25
K 不動産業, 物品賃貸業	4	8
L 学術研究, 専門・技術サービス業	20	27
M 宿泊業, 飲食サービス業	61	72
N 生活関連サービス業, 娯楽業	86	83
O 教育, 学習支援業	83	74
P 医療, 福祉	161	207
Q 複合サービス事業	58	68
R サービス業 (他に分類されないもの)	81	101
その他分類	268	99
S 公務 (他に分類されるものを除く)	89	81
T 分類不能の産業	179	18

国勢調査に基づき作成

町内総生産を10年前と比較すると、平均して△1.1%の成長。産業別には、第1次産業が△34.2%、第2次産業が12.6%、第3次産業が△11.0%の成長となっている。町民所得においては、18.6%の成長がみられる。

図表11. 産業別総生産と町民所得の推移

	1人当たり分配所得 (千円)	第1次産業 (百万円)	第2次産業 (百万円)	第3次産業 (百万円)	町内総生産 (百万円)
2006年	2,017	1,162	6,112	8,573	15,541
2007年	1,972	1,179	6,026	8,632	15,624
2008年	2,062	898	6,121	8,893	15,628
2009年	1,923	895	6,509	8,806	15,939
2010年	1,993	669	5,559	8,331	14,626
2011年	1,914	664	5,109	8,121	13,978
2012年	2,125	696	4,693	8,007	13,486
2013年	2,250	762	5,676	7,955	14,501
2014年	2,246	680	5,374	7,879	14,053
2015年	2,393	765	6,885	7,627	15,370



福島県市町村勢要覧に基づき作成

本町の売上高（2016年）は、約175億5千6百万円、付加価値総額は、約58億8千2百万円となっている。総売上高に対する各産業の構成比は、第1次産業が2.0%、第2次産業が71.3%、第3次産業が26.8%であり、総付加価値額に対する構成比は、第1次産業が3.0%、第2次産業が78.4%、第3次産業が18.2%となった。また、2016年と2012年を比較した時の成長率は、総売上高が15%増、総付加価値額が25%増となった。

本町で最も売上高が高い産業は「製造業」、「建設業」、「卸売業、小売業」の順となっており、売上高に対する付加価値率が最も高いのは「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食業」、「農業、林業」の順であった。

図表12. 産業別売上高と付加価値額（単位：百万円）

産業分類	2012年		2016年	
	売上高	付加価値額	売上高	付加価値額
第一次産業	226	77	344	174
農業、林業	226	77	344	174
漁業	0	0	0	0
第二次産業	10,863	3,278	12,510	4,609
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0
建設業	2,229	750	2,725	811
製造業	8,634	2,528	9,785	3,798
第三次産業	4,163	1,338	4,702	1,099
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0
運輸業、郵便業	618	193	379	102
卸売業、小売業	2,121	503	2,435	449
不動産業、物品賃貸業	0	0	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	39	20	39	23
宿泊業、飲食サービス業	164	68	145	81
生活関連サービス業、娯楽業	42	15	286	91
教育、学習支援業	0	0	0	0
医療、福祉	303	184	321	140
サービス業（他に分類されないもの）	876	355	1,097	213
合計	15,252	4,693	17,556	5,882

経済センサス活動調査に基づき作成

4.3 公共施設

本町では、生涯学習支援体制に力を入れている。2014年から2015年の間は、文化・学習施設の大規模改修を行ったため、利用者が減少したが、2016年、2017年は増加に転じており、取り組みが成果に結びついてきた。交流施設の利用者は2013年から増加傾向にあり、地域内交流や地域相互の交流が活発になっていると推察される。スポーツ施設については多くの人に利用されている。

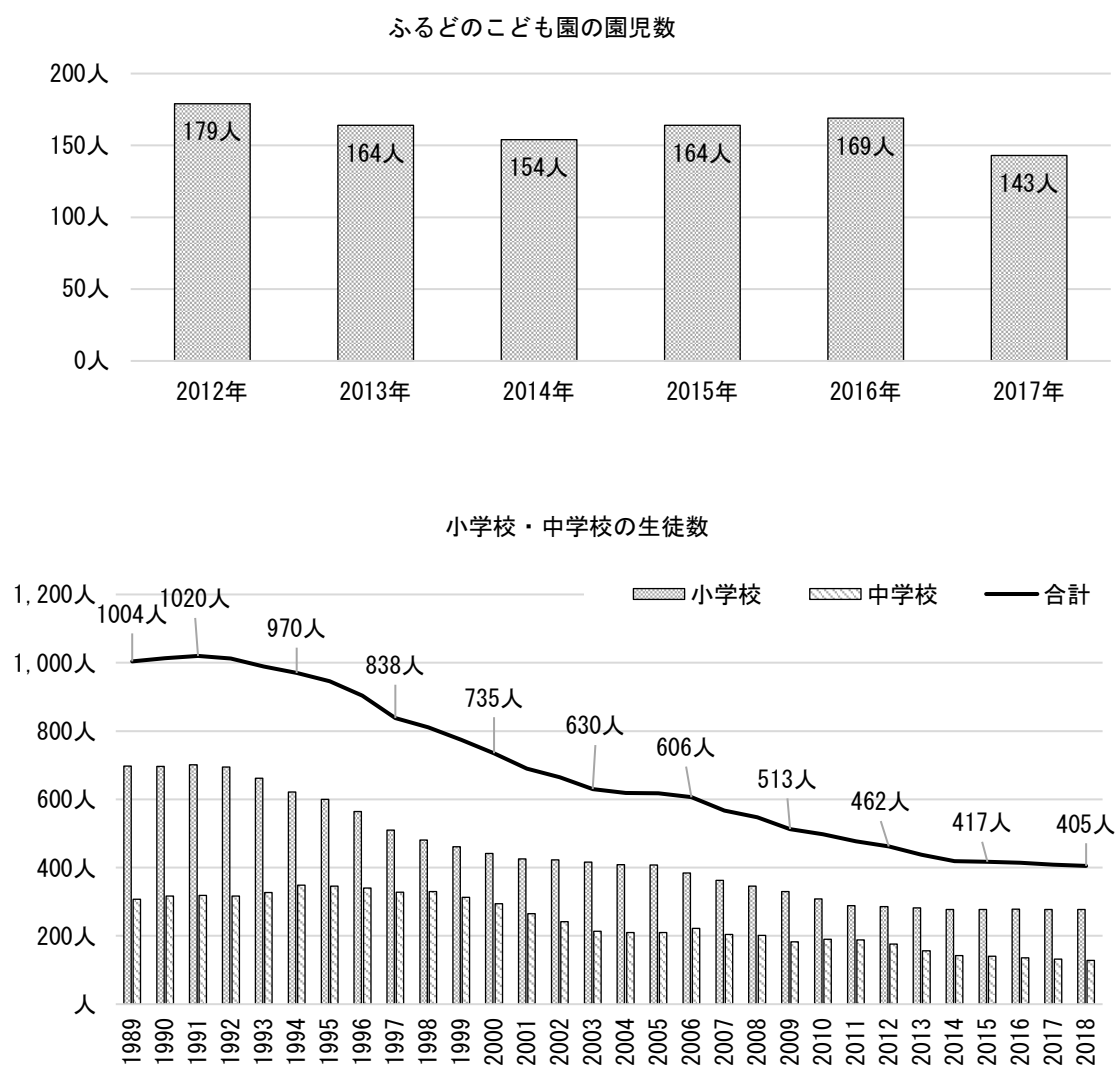
図表13. 文化・コミュニティ施設の年間利用状況の推移（単位：人）

大分類	中分類	施設名	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
文化・ コミュニティ施設	文化・ 学習施設	古殿町公民館	13,533	11,283	8,464	11,947	14,237
		図書館（貸出点数）	1,287	1,214	1,061	1,408	1,872
	集会施設 交流施設	農業集落多目的集会施設	1,096	1,115	1,810	1,611	1,324
		女性若者等活動促進施設	23,680	25,803	30,855	27,222	31,622
	スポーツ施設	古殿町民第2体育館	884	510	12,066	694	1,066
		古殿町勤労者体育センター	12,088	12,441	10,100	12,483	12,946
		古殿町民水泳プール	15,184	13,470	13,763	13,230	13,064
		古殿町屋内ゲートボール場	4,335	3,870	3,270	2,625	2,613
福祉・ 教育施設	福祉施設	古殿町老人デイサービスセンター	12,066	6,719	6,495	6,504	6,727
		古殿町介護予防拠点施設	443	381	556	520	550
	教育施設	ふるどのこども園（園児数）	164	154	164	169	143

古殿町より提供

2014年のふるどのこども園の開園をもって幼保一元化計画が達成され、こども園、小学校、中学校は各1施設となった。しかしながら児童生徒数については長期に渡り減少を続けており、今後の少子化の実態に応じた取り組みと教育環境の確保が課題となる。

図表14. 児童数・生徒数の推移

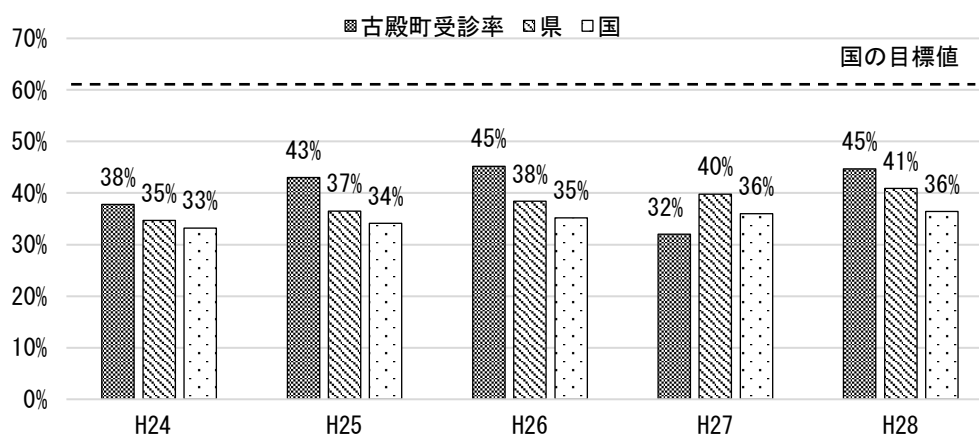


古殿町公共施設等総合管理計画に基づき作成

4.4 健康と医療

住民一人ひとりが健康に関する関心を高めて「自らの健康は自らでつくる」という意識のもとに健康保持・増進が推進されている。特定健診受診率は近年、国や県の受診率を2015年以外は上回っているが、国の目標値とはまだ乖離がある。住民の健康への関心は、スポーツ施設の積極的な利活用にもつながっている。

図表 15. 特定健診受診率の比較と目標値（単位：％）



平成 30 年 3 月 第一期古殿町国民健康保険データヘルス計画に基づき作成

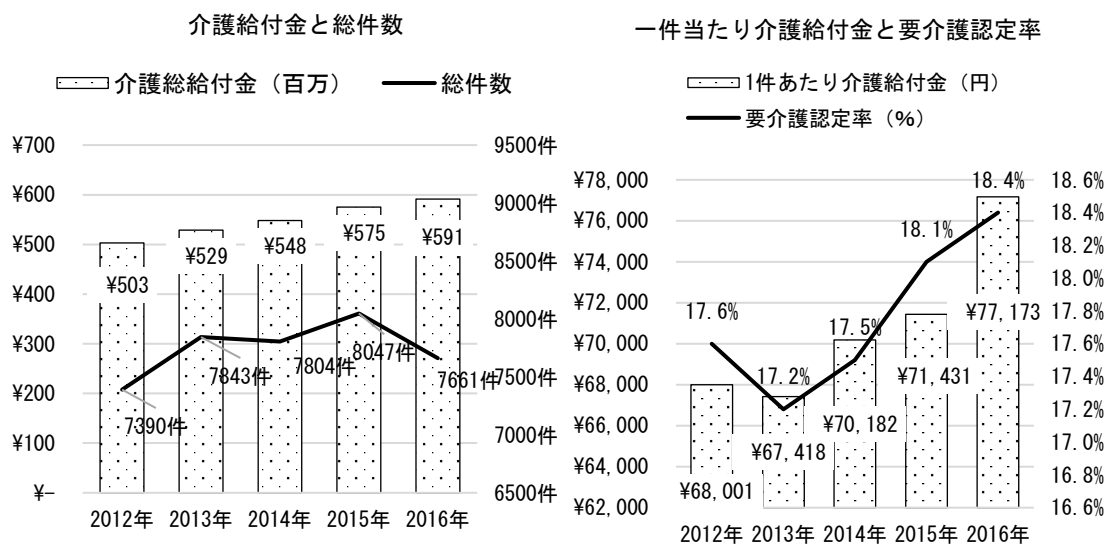
図表 16. 医療施設（単位：施設）

施設	施設数	人口 10 万人あたり施設数	
	古殿町	古殿町	福島県
病院	0	0	6.41
一般診療所	1	18.61	56.13
内科系	1	18.61	41
外科系	0	0	16.71
小児科系	1	18.61	18.63
産婦人科系	0	0	4.04
皮膚科系	0	0	6.6
眼科系	0	0	4.98
耳鼻咽喉科	0	0	3.3
精神科系	0	0	3.65
歯科	2	37.22	43.62
薬局	1	18.61	43.02

日本医師会 JMAP 地域医療情報システム（2017 年）に基づき作成

医療施設については、診療所 1、歯科医院 2 と少なく、県のレベルを大きく下回る状態にある。町外の医療機関に通院している人も多い。社会福祉協議会では公共交通が不便な地域の高齢者を対象に医療機関や公共施設等に行くための福祉バスを運行し、通院手段の確保に努めている。

図表 17. 介護



平成 30 年 3 月 第一期古殿町国民健康保険データヘルス計画に基づき作成

高齢者福祉、障がい者福祉では、今後も行政による支援の拡大が見込まれる。住民一人ひとりの健康への意識を高め、限られた予算を有効に活用していくことが課題となる。

4.5 災害や事故に備えた地域体制

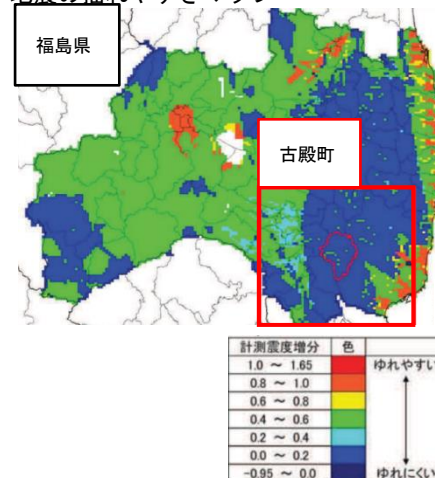
2011年東日本大震災の地震被害において、古殿町では人的被害はなかったものの、863件もの住宅被害が発生した。この数は古殿町全世帯の約半数にあたり、被害の殆どは一部損壊に留まっている。古殿町は、ほぼ全域が揺れにくい地盤にあり、地震に強い土地柄にありますが、30年以内に東北地方太平洋沖でマグニチュード7級の大地震が高い確率で発生するという予測（地震調査委員会）もあり、地震をはじめ、災害に備えた体制づくりを地域で取り組むことが重要である。

図表18. 震災への備え

東日本大震災被害の概要				
最大震度	人的被害	住家被害	公共施設被害	道路被害
震度5強	なし	863件	19件	19路線

被ばく線量の変化（単位：μSv/h）	
2012年 被災直後	2014年
0.18~0.35	0.07

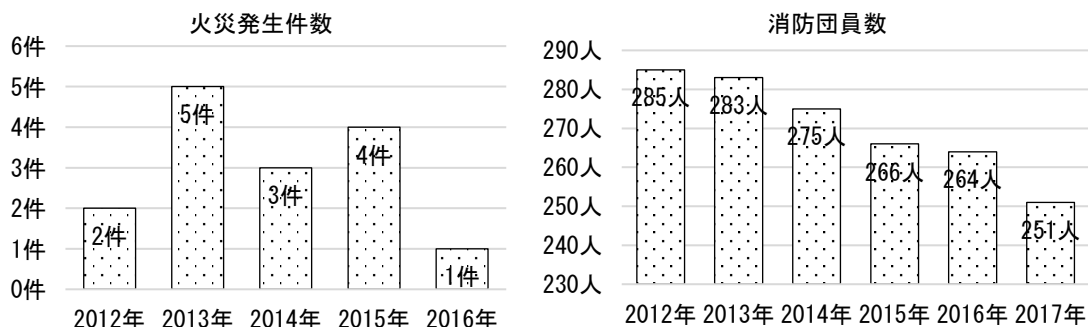
地震の揺れやすさマップ



古殿町復興・防災まちづくり計画、環境省。除染情報サイトに基づき作成

古殿町内の火災発生件数は、1年当たりごく数件と少ない水準で推移しており、日常の防災への心掛けが町に浸透している事が伺える。一方、消防団員数は年々減少しており、2012年から2017年までの5年間で34名減少している。町の安全を維持していくためには、人口減少時代に合った体制づくりが求められる。

図表19. 火災への備え



福島県統計年鑑に基づき作成

第 2 部 基本構想

1 まちづくりの基本方針

1.1 町の将来像

基本構想に掲げる町の将来像は、10年後にありたい古殿町の姿を企業や団体を含む“町民”と行政が一緒になって考え、その姿を共有して実現していくものであります。振興計画の策定過程の一つである町民会議において出された様々な言葉を「元気があふれる町」「活気がある町」「笑顔があふれる町」「古殿町を好きでいられる町」「魅力のある町」「みのり豊かな町」「暮らしやすい町」といった言葉にまとめ、更に分かり易い一つの将来像を作り上げました。

「みんながいつも元気でいられる活気あふれる町」

この町の将来像を達成するためにできることを以下に示していきます。

1.2 目指すべき状態

町の将来像の達成に向けて、以下の4つの分野に分けて目指すべき状態を示します。基本構想は地域社会の将来の目標及び目標達成のための基本的施策を定める計画です。そのため、その実現には行政だけでなく、町民、企業、団体など古殿町に存在する様々な主体が役割を果たすことが不可欠です。そこで、基本構想ではこの役割を具体化したものとして、企業や団体なども含む“町民”と行政が目標達成に向けてできることを示します。

①人づくり分野

自ら学ぶことや古殿町の良さを改めて認識すること、人とのつながりを持つことを通じて、誇りある豊かな心を育むことができる町を目指します。

②健康・生きがい分野

子どもから高齢者まで、すべての町民が生きがいをもって元気に暮らすことができる町を目指します。また、すべての町民が社会に参加することができ、充実した生活を送ることができる町を目指します。

③安心・安全分野

暮らしやすい環境で生活することができ、災害が起きても最小限の被害で抑えることができる町を目指します。また、日頃より情報の共有を行い、地域住民のつながりにより安心で安全な町を目指します。

④産業分野

古殿町にある地域資源を磨き上げて活用し活気あふれる町を目指します。また、古殿町ならではの魅力を発信し、地域内外に広く知られる町を目指します。

2 施策の大綱

先に示した町の将来像を具現化するために、分野ごとに目指すべき状態、町民の役割、そして町の役割を示します。

2.1 人づくり分野

2.1.1 まちづくりの目標

誇りある豊かな心を育む町

～ このような町にします ～

自ら学ぶことや古殿町の良さを改めて認識すること、人とのつながりを持つことを通じて、誇りある豊かな心を育むことができる町を目指します。

2.1.2 目指すべき状態

誇りある豊かな心を育む町にするために、社会に貢献できる人が育ち、地域を誇りに思い、地域内・地域外の交流が盛んな状態を目指します。このような状態にするために、町民も町も以下のように役割を果たしていきます。

① 社会に貢献できる人が育つ状態

自ら学ぶことができる環境を整え、心身共に健康な人が育つ状態にします。

1) できること：

町民の役割

- ・ 自ら学ぶ環境をつくります
- ・ 健康な人をつくるため積極的に運動します
- ・ 助け合いの心を持ちます
- ・ 子育て世代に対する働きやすい職場環境を構築します

町の役割

- ・ 自ら学ぶことができる環境を整えます
- ・ 健康な人をつくるための環境を整えます
- ・ 子育ての環境を充実させます

2) ものさし：

- ・ 子どもたちがいきいきとしていると実感している人の割合（アンケート）
- ・ 子育てしやすいと実感している人の割合（アンケート）

- ・ 子育て世帯の転入数（住民基本台帳）

② 地域を誇れる状態

古殿町には歴史や伝統、それぞれの地域に根付いている文化があります。それらの良さを改めて認識し誇りをもって将来に繋げ、地域外に発信できる状態にします。

1) できること：

町民の役割

- ・ 古殿町を支える担い手を育成します
- ・ 古殿町の良さを学びます
- ・ 古殿町の良さを地域外に情報発信します

町の役割

- ・ 古殿町の良さを学べる場を提供します
- ・ 古殿町の良さを守っていくための支援をします

2) ものさし：

- ・ 古殿町の歴史・伝統を知っている人の割合（アンケート）
- ・ 地域の活動に参加している人の割合（アンケート）
- ・ 古殿町の良さを実感している人の割合（アンケート）

③ 地域内・地域外の交流が盛んな状態

古殿町には人や文化、自然などの宝があり、その宝を地域内地域外で情報を交換しながら磨き上げ、さらに交流が盛んになる状態にします。

1) できること：

町民の役割

- ・ もてなしの心で人をお迎えします
- ・ 情報を交換し、交流しながら地域の宝を磨き上げます

町の役割

- ・ 交流の機会を提供します
- ・ 交流に関する情報を発信します

2) ものさし：

- ・ 関係人口（交流人口、ふるさと納税、SNSのフォロワー等）
- ・ 昼夜間人口比率（RESAS）
- ・ イベント等の入場者数（調査）

2.2 健康・生きがい分野

2.2.1 まちづくりの目標

みんながいきいきと健やかに暮らせる町

～ このような町にします ～

子どもから高齢者まで、すべての町民が生きがいをもって元気に暮らすことができる町を目指します。また、すべての町民が社会に参加することができ、充実した生活を送ることができる町を目指します。

2.2.2 目指すべき状態

みんながいきいきと健やかに暮らせる町にするために、みんなが生きがいを持って健康的に暮らすことができ、誰でもが社会に参加することができる状態を目指します。このような状態にするために、町民も町も以下のように役割を果たしていきます。

① 健康的に暮らすことができる状態

子どもから高齢者まで日頃から健康に対する意識を高めつつ、体の不調に対しては適切な対応ができる状態にします。

1) できること：

町民の役割

- ・ 健康診断を定期的に受けます
- ・ かかりつけ医を持ち健康に気を付けて生活します
- ・ 自分だけでなく友人・家族も誘って運動します
- ・ 心の健康を保つようにします

町の役割

- ・ 健康な生活を送るための情報を提供します
- ・ 健康な生活を送るための環境を整えます

2) ものさし：

- ・ 健康寿命（データヘルス計画）
- ・ 特定健診の受診率（データヘルス計画）
- ・ 健康を意識して生活している人の割合（アンケート）
- ・ ワークライフ・バランスを意識している人の割合（アンケート）

② みんなが生きがいを持って暮らすことができる状態

生活の中に趣味や生きがいを見つけ、様々な人と交流しながら暮らすことができる状態にします。

1) できること：

町民の役割

- ・ 交流の場に参加し、日頃から助け合うことができるつながりを作ります
- ・ 趣味を持ち、仲間と集まって活動します

町の役割

- ・ 交流できる場所や機会を提供します
- ・ サークル活動や生涯学習の内容を充実させる取り組みをします

2) ものさし：

- ・ 日頃から地域との付き合いがある人の割合（アンケート）
- ・ 仕事が楽しいと思う人の割合（アンケート）
- ・ プライベートが充実していると思う人の割合（アンケート）

③ みんなが社会に参加することができる状態

みんなで助け合い、支え合うことにより誰もが社会の活動に参加しやすくなる状態にします。

1) できること：

町民の役割

- ・ 子どもや高齢者を地域で見守ります
- ・ いきいきと仕事をします
- ・ ボランティア活動を積極的に行います

町の役割

- ・ 子育てしやすい環境を整えます
- ・ 子どもから高齢者まで切れ目のない支援を提供します

2) ものさし：

- ・ 就業率（国勢調査）
- ・ 65歳以上の就業率（国勢調査）
- ・ 障がい者の雇用者数（調査）
- ・ 仕事が楽しいと思う人の割合（アンケート）
- ・ ワークライフ・バランスを意識している人の割合（アンケート）
- ・ 福祉サービスに満足している人の割合（アンケート）

※健康・生きがい分野は、社会福祉法第 107 条に定める「地域福祉計画」を兼ねるものとします。

2.3 安心・安全分野

2.3.1 まちづくりの目標

みんなが安心して暮らせる町

～ このような町にします ～

暮らしやすい環境で生活することができ、災害が起きても最小限の被害で抑えることができる町を目指します。また、日頃より情報の共有を行い、地域住民のつながりにより安心して安全な町を目指します。

2.3.2 目指すべき状態

みんなが安心して暮らせる町にするために、便利で暮らしやすく、交通安全・防犯対策の充実が図られ、災害や火事が起きにくく、起きても最小限の被害で抑えることができる状態を目指します。このような状態にするために、町民も町も以下のように役割を果たしていきます。

① 便利で暮らしやすい状態

生活に必要な情報を共有し、日常生活を営むうえでも不便さを感じることなく暮らすことができる状態にします。

1) できること：

町民の役割

- ・ 地域で助け合います
- ・ 暮らしやすい環境を作ります

町の役割

- ・ 暮らしに必要なサービスが受けやすいような体制を整えます
- ・ 暮らしやすい環境を作ります

2) ものさし：

- ・ 安心して必要なサービスを受けていると思う人の割合（アンケート）
- ・ 住みやすいと思う人の割合（アンケート）

② 交通安全・防犯対策が充実している状態

人や車が安全に通行できる環境を整え、より安全な交通を確保できる状態にします。また、地域の見守りや防犯対策を強化し犯罪が起りにくい状態にします。

1) できること：

町民の役割

- ・ 地域の交通安全に努めます
- ・ 子どもや高齢者の見守りをします
- ・ 防犯対策を心がけます

町の役割

- ・ 道路の安全性を高めます
- ・ 防犯対策を強化します

2) ものさし：

- ・ 交通事故発生件数（福島県統計年鑑）
- ・ 道路の安全性が高まったと思う人の割合（アンケート）
- ・ 直近の1年間で身の危険を感じたことがある人の人数（アンケート）
- ・ 住み続けたいと思う人の割合（アンケート）

③ 災害や火事が起きにくい、起きても最小限の被害で抑えることができる状態

日頃から防災・減災・防火に対する意識や機能を高め、災害や火事が発生した場合でも被害を最小限に抑えることができる状態にします。

1) できること：

町民の役割

- ・ 防災訓練に参加し、避難場所の確認を行いながら防災意識を高めます
- ・ 自分の敷地の周りを点検し、危険な場所や異状を把握します
- ・ 危険な場所や異状の情報を地域で共有します
- ・ 消防団の活動に協力します

町の役割

- ・ 災害対策を強化します
- ・ 防災意識を高める機会を増やします

2) ものさし：

- ・ 消防団員数（福島県統計年鑑）
- ・ 災害に対する備えをしている人の割合（アンケート）
- ・ 住み続けたいと思う人の割合（アンケート）

2.4 産業分野

2.4.1 まちづくりの目標

豊かな地域力を生かす町

～ このような町にします ～

古殿町の地域資源である林業、農業、商工業、観光資源を磨き上げて活用し活気あふれる町を目指します。また、古殿町ならではの魅力を発信し、地域内外に広く知られる町を目指します。

2.4.2 目指すべき状態

豊かな地域力を生かすことにより活力ある産業を営み、林業、農業、商工業、観光資源を磨き上げて活用し、古殿町にこそある魅力を伝えられる状態を目指します。このような状態にするために、町民も町も以下のように役割を果たしていきます。

① 活力ある産業を営むことができる状態

古殿町の産業である林業、農業、商工業が活力を持って事業を営むことができる状態にします。

1) できること：

町民の役割

- ・ みんなで協力しながら事業を行います
- ・ 古殿町の産業を支える担い手を育成します
- ・ 地産地消に取り組みます
- ・ 林地、農地を管理します

町の役割

- ・ 事業を継続するための支援を行います
- ・ 新たな事業の創出に対し支援を行います
- ・ 古殿町の産業の良いところを発信します

2) ものさし：

- ・ 魅力ある会社があると思う人の割合（アンケート）
- ・ 地産地消を意識している人の割合（アンケート）
- ・ 古殿町で働きたいと思う人の割合（アンケート）
- ・ 土地・林野等の管理率（調査）

② 地域資源を磨き上げ活用している状態

古殿町の地域資源である林業、農業、商工業、観光資源を活用して新たなものを生み出す状態にします。

1) できること：

町民の役割

- ・ 地域資源を活かして、新しいものを創ります
- ・ 地域資源の良いところを意識します
- ・ 生産物の6次化に取り組みます

町の役割

- ・ 地域資源を活かすための支援をします
- ・ 町民同士が話し合う場を提供します
- ・ 計画戦略を作り、町民とともに実行します

2) ものさし：

- ・ 新しいものが生み出されていると思う人の割合（アンケート）
- ・ 地域資源の活用について意識している人の割合（アンケート）

③ 古殿町にこそある魅力を伝えられる状態

古殿町の良さを理解し、自らその良さを発信できる状態にします。

1) できること：

町民の役割

- ・ 自ら地域の魅力を伝える企画立案をします
- ・ 自ら地域の魅力を情報発信します

町の役割

- ・ 効果的に町の魅力を情報発信します
- ・ イベントやツアーの創出を支援します

2) ものさし：

- ・ 関係人口（交流人口、ふるさと納税、SNSのフォロワー等）
- ・ 移住者数（調査）
- ・ 古殿町の魅力を紹介している人・したいと思う人の割合（アンケート）

3 エリア構想

3.1 エリア構想の概念

土地は限られた資源であり、町民生活や産業活動のすべてにわたる共通の基盤であります。その利用の在り方は町の発展や町民生活の向上と深いかかわりを持っています。

本町は、地域の南東部、阿武隈山系に位置する典型的な中山間地であり、80%が山林で占められている地勢のもとに発展してきました。このため町域の広がりや土地条件、優良農地の分布等から見ると、広面積・広範囲にわたる土地利用には限界があり、今後は、歴史的風土、地理的条件、自然環境などの地域特性を考慮しながら、土地の有効利用を図っていく必要があります。

このため、町の将来像に向けた土地利用の基本的な方向性を示し、今後の総合的かつ計画的な土地利用を図るものとします。

3.2 エリア構想の基本方向

3.2.1 環境への配慮

阿武隈山系に位置した豊かな自然と美しい景観は、本町の貴重な財産であり、特性でもあります。今後とも本町の風土に培われた歴史的・文化的遺産を後世に継承するとともに、森林や農地などの保全と活用を図り、自然環境との調和を考慮しながら快適な生活を支える町土の環境形成に努めます。

土地の有効利用や複合的な利用については豊かな生活環境の確保に配慮した計画的な土地利用を図ります。

3.2.2 安心で安全なまちづくり

近年、地球温暖化やその他の気候変動に起因する様々な影響が全国各地で現れており、本町においても土砂災害や河川の氾濫などのリスクが高まることが想定されます。

このため、防災・減災の観点から予測に基づく対策の早期実施や、適正かつ計画的な土地利用により安心で安全なまちづくりを進めます。

第3部 基本計画

1 人づくり分野

1-1 基本施策名：個性と想像力を育む学校教育の充実

現状と課題

本町には、平成 23 年度に 6 校を 1 校に統合した小学校 1 校、中学校 1 校の 2 校があり、町の教育方針に基づき各校ごとに教育目標を設定し、自主的に行動できる児童・生徒を育成するための学校教育を推進しています。

国際化が進む近年において、本町では幼児から英語に親しむべく語学指導助手を活用した英語教育をはじめとして、多様な分野での教育を実践しています。

また、いじめ、不登校、児童虐待などが社会問題となっている中で児童・生徒の健全な育成成長のため相談・指導体制の充実に努め、今後においても教師と児童・生徒のふれあいや家庭、地域社会とのかかわり方など知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育み、変化する社会に対応し困難を克服しながら自己実現を図っていく資質や能力を高めていく教育が求められています。

さらに、本町生徒の高等学校への進学状況については、ほぼ 100%と高く、また、高等専門学校、大学への進学も 70%超と高いため家計における教育費の負担が大きいと、町では奨学金貸与の施策を行っています。

また、学校施設の設備についても少子化の進展状況を考慮し、良好な学校教育環境を確保するとともに、支援の必要な児童・生徒の教育環境を整備するため教育内容や指導方法の充実に努めていきます。

方針

- (1) 児童・生徒の学習意欲を高め、各教科の基礎的、基本的内容の定着を図るため指導内容の精選、重点化に努めます。
- (2) 社会、地域の実態を踏まえ、知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成を目指します。
- (3) 子ども一人ひとりの課題に対応できる教員の「担任力（学習指導力・生徒指導力・特別支援教育力を統合した指導力）」の向上を図ります。

1-2 基本施策名：青少年の育成推進

現状と課題

少子化や核家族化による地域社会や家庭での人間関係の希薄化などを背景に、青少年の成長過程における自然・生活・社会体験など、生きるための経験不足が顕著になってきています。

青少年の健全な育成は全ての大人の願いであり責任です。本町では、学校・家庭・地域がそれぞれの教育力を発揮し相互に連携・協力して青少年を育てるための活動を行っています。少子化が急速に進む中、青少年を健全に育成するためには、青少年の身近な地域での活動が効果的であることから、今後も地域の青少年を育成する団体との連携、支援を図ることが必要です。

方針

- (1) 青少年一人ひとりが自らの将来に希望を持ち、社会的に自立できるように、家庭、学校、地域社会における教育機関との連携を図り、地域ぐるみで健全な青少年を育成するための明るい社会環境を推進します。

1-3 基本施策名：豊かな町民文化の創造

現状と課題

本町には長い歴史を有する古殿八幡神社例大祭の笠懸・流鏝馬や西光寺阿弥陀如来像、越代のサクラなど数多くの文化財や史跡が残されています。

また、伝統行事や郷土芸能なども地域固有の文化財として受け継がれています。これらの歴史的文化遺産及び埋蔵文化財は、先人が残した町民共有の財産であり、保存・継承して後世に確実に伝えていくことが大切です。

このため、文化財保護への強い意識を成就するとともに、学校教育・生涯学習・観光などの分野で積極的に活用していくことが必要です。

近年における生活水準の向上と、多様な価値観、働き方改革など社会的・経済的諸条件の変化を背景として、生きがいのある生活や自己実現の要求が高まってきており、より多様で個性的な文化を志向する町民が増えてきています。町民の文化活動の振興を図るためには文化に接する機会を数多く提供することが必要です。

今後においても文化協会を中心に多様な文化・芸術団体などの活動に対する支援と組織強化、指導者の育成・確保、質の高い文化事業の展開などを積極的に進めることが必要です。

方針

- (1) 本町の貴重な財産である文化財等を次の世代に継承していくため、積極的な保存と活用を図るとともに、町民への啓蒙に努めます。
- (2) 文化事業の推進に努め、町民が豊かな芸術・文化に触れることのできる環境づくりと、様々な文化・芸術活動に参加しやすい体制づくりに努めます。
- (3) 町民の自主的な文化活動を支援し、豊かで個性のある町民文化の創造に努めます。

1-4 基本施策名：交流と連携の促進

現状と課題

本町にある様々な人や文化、資源を磨き上げるためには地域内外を問わず、様々な地域、団体、人と交流し情報交換をしていく必要があります。その中で、新たな気づき生まれ地域の資源に磨きかけられ更に交流が盛んになる状況が生まれます。この状況になるためには、町民の力が必要であり、情報発信や交流の機会を提供しながら交流が盛んになる環境を作る必要があります。

方針

- (1) 様々な地域、団体、人と情報交換する場を設け、交流が盛んになる環境を構築します。
- (2) 情報交換に必要な情報を提供し、交流が盛んになる環境を構築します。

2 健康・生きがい分野

2-1 基本施策名：健やかな生活を支える健康づくりの推進

現状と課題

平成 29 年度の町民アンケートによると「健康」と感じている人の割合は 88.9%ですが、一方で将来的に健康への不安を抱えている人の割合も 85.1%と多くを占めています。また町や職場で定期的（1～2年に1回）に健康診査を受けていない人の割合が 39.8%、喫煙率が 32.5%、飲酒率（週4日以上）が 26.5%、運動習慣のない人（週3日以上）の割合が 88.9%と高く、健康に対しての関心度が低いと思われます。

ライフスタイルや食生活の変化により、がんや心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病にかかる人が多く、年々、医療費や介護の負担が増加している状況です。

健康課題の解決のためには、生活習慣の改善・発症予防に重点を置くとともに、合併症の発症や重症化予防を重視した保健事業（健康教育、健康相談、生活習慣改善指導）を推進していく必要があります。

また町内の医療機関は、診療所 1、歯科医院 2 のみであり、石川郡内においても救急医療機関が少なく、また分娩取扱施設もない状況であります。そのため医療資源が集中する都市部にかかりつけ医を持っている方が多い状況です。

このような状況の中、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年以降は、医療費や介護の需要が、さらに増加すると見込まれます。

健康に対する意識づけのため地域、学校、職場、行政が連携して取り組むなど、町民の健やかな生活を支えるための健康づくりの推進が求められています。

方針

- (1) 子どもから高齢者までの健康づくり事業を実施し、健やかな生活を支える健康づくりに努めます。
- (2) 町民が自主的に健康づくりを行い、健康に関心を持つことができるよう支援に努めます。
- (3) 町民の「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を目指すための施策に努めます。
- (4) 生活習慣の改善・発症予防に重点を置いた対策を推進するとともに、合併症の発症や症状の進展などの重症化の予防に努めます。
- (5) 既存の医療機関の機能強化を図り、近隣（須賀川市、岩瀬郡、石川郡）の市町村と一体となって地域医療の課題解決に努めます。

2-2 基本施策名：生涯学べる環境の整備

現状と課題

本町では生涯を通じた長い時間を、学びと活動を繰り返しながら豊かな人間性を育むことができるよう公民館を中心に各世代に応じたさまざまな講座や事業を通して生涯学習の機会を提供するとともに地域住民の学習・文化・コミュニティ活動の拠点としての役割を果たしてきました。平成 30 年度古殿町住民アンケートによると「町民ニーズに対応した生涯学習を受けられる環境が整備されている及び支援など生涯学習へのサポートがある」、「生涯学習活動を行うために図書館を気軽に利用できる」、など、生涯学習の環境・整備・活動支援等における評価はいずれも平均値を上回っています。

今後も、各種講座、教室、イベントなど公民館活動を中心とした生涯学習事業を進めていく必要があります。このため、生涯学習関連施設の活用推進を図るとともに、各種講座等の内容の充実に努め、参加しやすい環境の整備を図ることが重要です。また、多様な学習要求に対応するため、町民の自主的・自発的生涯学習活動と地域づくりの視点に立った組織づくりを強固にしていくための支援と連携をしていく必要があります。

また、グローバル化・情報化の進展、利便性の向上、少子高齢化の進行、労働形態の変化に伴ってライフスタイルが多様化するなど日々大きく変化し余暇時間の増大などにより町民の健康志向・体力の向上に対する関心はますます高まっています。町では生涯スポーツの推進、拠点となる施設の整備、各種団体による大会、イベント等の支援により多くの町民が生涯スポーツを実践しています。

平成 30 年度古殿町住民アンケートによると「町の支援によるスポーツ講座やレクリエーション活動が活発に行われている」、「町民水泳プールやトレーニングルームは気軽に利用できる」など、スポーツやレクリエーション活動等における評価はいずれも平均値を上回っています。

今後も、気軽に楽しむことができる環境づくり、健康増進や住民同士の交流をより一層促進する取組が必要です。スポーツ関係団体の組織維持や団体相互の連携強化、自主的な活動サークルの育成などに努め生涯スポーツ・レクリエーション等の効果的な情報を発信し、社会体育施設の利活用に努めることが必要です。

方針

- (1) 町民への生涯学習の充実を図るため、ニーズやライフスタイルに応じた学習機会の提供と学習内容の整備を図るとともに自発的・主体的な学習活動を支援します。
- (2) 町民の地域に対する関心を高め、地域の課題に気づく取組みを支援するとともに、学習成果の活用までを意識した学びを提供することで、地域で活躍するために必要な力を身に付け、地域づくりに参画する担い手の育成を図ります。
- (3) 町民、各種団体、学校などに幅広く利用され、人が集うことにより、人と人、人と団体、団体と団体などの様々なつながりを生み出すことのできるコーディネート機能が発揮できることから、多様な地域活動の活動拠点となるような、地域住民や利用者にとって活用しやすい施設運営、活用推進に取り組みます。
- (4) 町民のスポーツ、レクリエーション活動へのニーズを意識しながら、年齢、体力に応じたスポーツ活動の推進、機会や関心を高める事に努めます。また、地域の様々な団体と連携・協働しながら、地域コミュニティによるスポーツの推進、社会体育施設の利用促進、指導員などの育成、確保をより一層進め健康で明るい地域づくりに努めます。

2-3 基本施策名：生きがいのある福祉社会づくりの推進

現状と課題

近年の急速な少子高齢化により、出生数の激減、高齢者の一人暮らし世帯や高齢者のみ世帯の増加、核家族化等に伴って地域のつながりや交流、支えあいが希薄になり地域の活力が低下しています。また、限界集落の懸念や高齢者の孤独死といった地域課題が深刻になってきています。

また、町民の福祉に対する相談事例も児童・高齢者・障がい者への虐待問題、障がい又は病気による就労困難、ひきこもりによる貧困など、多様化、複合化しており、精神障がい者や発達障がいの子どもに対する支援などの新たな課題も発生しております。

こうした状況に対応するため、福祉の相談体制の強化や地域の支えあいの仕組みづくりなどの早期実現が求められております。

障がい者への支援については、障がいがあっても住み慣れた地域で自立した生活ができるよう各種施策を展開してきました。平成 30 年に障がい者総合支援法、児童福祉法が改正され、地域生活支援や就労支援の強化をはじめ、高齢化への対応や発達支援サービスの強化などが盛り込まれ、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等への施策がそれぞれ従来のサービスよりさらに充実したものとなることを目指しています。

平成 30 年 10 月 1 日現在、町内の身体障がい者手帳所持者は、349 人で全人口の 6.4%を占めておりここ数年横ばいで推移しています。

障がい者にとっては、精神的問題、就労、経済的負担、相談先、支援者、情報、交通手段等健常者にはない悩みを抱える中でその解決を導く必要があります。

過疎化、少子化の原因の一つに未婚者の増加があげられます。結婚するのが当たり前といったような社会的な圧力が弱まるとともに、結婚は人生の選択肢の一つとして捉えられるようになり、結婚をするかしないかについての自由度は高まっていると言えます。町では婚活サポートセンターの設置、結婚記念品支給、婚活イベントなどを行うとともに、平成 26 年度から近隣町村と広域的に連携し婚活イベントを開催しています。平成 30 年度までに 1,241 人、うち本町の方は 162 人と多くの男女の方に参加して頂いています。多様化する社会環境の中で出会いの場が少なく、結婚を望んでいるにもかかわらず出会いの場を得られない人が多い事がうかがえます。人口減少の解消の一助となるこのような施策を継続的に実施することが必要です。

方針

- (1) 子どもから高齢者まで、また障がい者や要介護状態になっても、日常生活を安心して、生きがいを持って過ごしてもらえるよう、子育て環境の質の向上を図り、高齢者や障がい者の居場所づくりだけでなく、生活課題や問題事案が発生した場合には、包括的に相談できる窓口の体制強化と充実を図ります。
- (2) 子どもや高齢者・障がい者は地域で見守り、支え合いをするなどの意識の向上に努め、その仕組みづくりを図るなど、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。
- (3) 「みんなが地域の一員 誰もが自分らしく暮らす町ふるどの」の基本理念として、ノーマライゼーション、リハビリテーションの考え方を町民に啓蒙しながら、障がい者ひとり一人の状態に見合った自立支援を進めていきます。
- (4) 本町の豊かな自然や恵まれた地域を活かしながら、理想とする結婚相手とめぐり合える機会づくりを推進し、関係機関などと連携しながら情報の発信、支援を図ります。

3 安心・安全分野

3-1 基本施策名：安全で安心なまちを支える生活基盤の整備

現状と課題

暮らしやすい環境を作るためには、水の供給や排水処理設備の整備、ごみ処理など生活に必要なとされるサービスを安定して提供することが必要です。

本町では簡易水道施設及び林業給水施設などの水道事業、農業集落排水処理施設、林業集落排水処理施設や合併処理浄化槽の整備などを進めてきましたが、施設の老朽化がみられることから、施設の適切な維持管理に努め、安定したサービスを提供することが必要です。

また、暮らしやすい環境づくりの一環としてごみの再資源化やリサイクルの推進、再生可能エネルギーの利用など環境に配慮した生活を営むことも必要です。

住環境を充実させるため、町営住宅 7 団地の整備、維持管理を行ってまいりましたが、建築から 30 年以上経過している住宅もあるため改修や立替えを検討し、併せて定住化促進のための宅地造成など環境を整えます。

高度情報通信技術は、時間と距離を克服し生活や地域産業・経済活動を支える重要な手段となっています。本町においても急速に展開する高度情報社会に対応し、町民の生活を支える情報通信技術の恩恵を全ての町民が安心して受けられる環境を整える必要があります。

方針

- (1) 環境保全対策については、関係機関との連携により、快適な生活環境の確保に努めます。また、ごみの減量化や再資源化、再生可能エネルギー利用を促すため、町民等への意識啓発に努めます。加えて、町民や関係機関等が一体となり、ごみの不法投棄の監視に努めます。
- (2) 生活用水・排水処理施設の整備については、安全でおいしい水を安定的に供給するため、水源の適正管理・保全対策に努めます。また、用・排水施設については、計画的・効率的な維持・管理により長寿命化を図ります。加えて、合併処理浄化槽の普及に努めるとともに、水質汚濁防止のための指導・監視を図ります。
- (3) 住宅及び宅地の整備については、町営住宅の長寿命化及び安全・安心な住環境の整備を図ります。また、宅地造成の整備に努めます。
- (4) 携帯電話の不通話地域の解消に努めます。
- (5) 変化する情報通信技術に対応できる環境を構築します。

3-2 基本施策名：安全で安心して生活できる道路・交通網の整備

現状と課題

本町には基幹道路として、東西南北に縦断する国道 349 号と主要地方道県道いわき石川線があり、その他 6 路線の県道があります。町道は、1 級 5 路線、2 級 10 路線、その他 182 路線があります。

国道 349 号と主要地方道いわき石川線に関しては、特に重要な路線であり、一般県道と併せ整備促進について関係機関に働きかけています。

町道については、町民が安全に通行できるように、限られた予算で効率的な整備・補修を実施しているところですが、約 200 kmを超える延長があることから、老朽化する道路資産の修繕・更新費用となる財源の確保及び対応する職員の技術力向上が必要となっています。

道路改良により今後も自動車の交通量の増加が見込まれますが、町内には幅員の狭い箇所や見通しの悪い箇所があるため、交通安全施設（ガードレール、カーブミラー等）の充実など交通安全に配慮した環境を構築すると共に、交通安全意識の高揚を図る必要があります。

方針

- (1) 国道 349 号及び県道いわき石川線の整備促進について、一般県道も併せ関係機関に要望していきます。
- (2) 町道改良については、重要性・必要性・経済性を検討しながら事業を進めていきます。
- (3) 道路の維持補修については、緊急性・重要性について検討しながら進めていきます。
- (4) 橋梁については、長寿命化修繕計画により、計画的・効率的に進めていきます。
- (5) 補修技術の向上に対応するため、職員の技術向上を図ります。
- (6) 土石流対策・急傾斜対策を関係機関に要望していきます。
- (7) 交通危険個所の改善や安全施設の整備を行います。
- (8) 地域住民に対し、交通安全教室や交通指導等を通じ交通安全意識の高揚に努めます。

3-3 基本施策名：安心して生活できる防犯対策の推進

現状と課題

近年、犯罪が多様化、巧妙化しており犯罪に対する不安が大きくなっています。一方では生活様式や地域の意識の変化に伴い、防犯に対する地域の連帯感が薄れる傾向にあります。町民の安全を確保する上で、防犯に関する環境整備を進めながら、地域住民との協働していくことが必要です。

方針

- (1) 各機関との連携や防犯灯整備など防犯に関する環境を充実させます。

3-4 基本施策名：暮らしを守る災害対策の整備

現状と課題

気候変動の影響により全国各地で災害が発生し、今後も災害発生リスクは更に高まることが予測されています。本町においても、豪雨災害、土砂災害などのリスクが高まることが予測されるため、町民に対し絶えず最新の情報を発信し、危険個所の点検や防災訓練などを通じ災害に対する意識の向上を図ることが必要です。

また、地域の防災体制整備を充実させるとともに大規模災害などに対応するための関係機関との連携による災害対応の体制整備も必要となります。

火災を含む災害に対し、地域活動の主体となる消防団について近年では団員数の減少により十分な防災活動ができない可能性も出てきており、その対策が必要で

方針

- (1) 町民の災害に対する意識の向上や、災害発生時の適切な行動をとることができる体制を整えます。
- (2) 消防団について、組織体制の見直しを含めた活動しやすい環境を構築します。

4 産業分野

4-1 基本施策名：活力ある農業の振興

現状と課題

本町は起伏に富む中山間地域のため、小区画の農地を活用し、稲作を中心に畜産、野菜等を組み合わせた複合経営が主体となっています。

本町の農業を取り巻く状況は、国際的な市場開放や産地間競争、農業労働力の高齢化、後継者の減少等の要因により、農業経営は厳しい状況におかれています。また、イノシシによる被害が増加し、電気柵やワイヤーメッシュ柵による農地への侵入防止策や有害鳥獣捕獲対策を講じていますが、被害の根絶は難しい状況にあり、農家の耕作意欲の減退につながっています。このような要因により耕作放棄地が増加し、非農地と判断される圃場が増加しています。

規模拡大による経営の安定化のために、担い手への農地集積や農道の整備などを推進していますが、意欲ある担い手の集積について、現状ではほぼその限界を超えようとしており、新たな意欲ある担い手や、新規就農者の確保が必要となっています。

また、儲かる農業の実践のために高収益作物の栽培が叫ばれているなか、本町においては兼業農家が大多数を占めるため栽培面積の拡大は進まず、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金、経営所得安定対策を活用し農地を維持している状況にあります。

方針

- (1) 遊休農地の発生防止や新規就農者、農業後継者を確保するため、ミニトマト、山菜等の高収益作物の導入、規模拡大のための対策等を講じ、農業の魅力を図るとともに収入の増加を図ります。
- (2) イノシシ等の有害鳥獣による被害を減少させるための対策を講じます。
- (3) 農地の有効利用、担い手等への農地の集積を図るため、圃場整備事業等へ取り組むとともに、農産物直売所等の機能を拡充し、農業者の収入を増加させます。
- (4) 規模拡大による経営の安定化のため、農道などの農業関連施設の整備に努めます。

4-2 基本施策名：活力ある林業の振興

現状と課題

本町は町土の約 8 割が森林を占め、その森林の約 8 割がスギ等の人工林となっています。伐期時期を迎えている森林も多く存在し、皆伐、再造林を推進する時期に来ています。

林業の経営基盤を強化し、森林を健全に維持するため、林道・作業道の整備、間伐の推進を図るとともに、保養・レクリエーションの場としての森林の活用なども進めてきましたが、林業経営の収益性の低下、従事者の高齢化等により、健全な森林維持が困難になっています。今後とも地域条件に合った撫育の推進、間伐事業の推進、林産物の開発、バイオマス利用などによる林業の振興に努める必要があります。

また、森林の適切な経営と管理を目的とした森林経営管理制度の運用、森林整備や木材利用促進、森林に関する各種啓発に充てる森林環境譲与税の適切な活用が求められています。

後継者人材育成や木材の需給・用途の変化に応じた町産材の活用方法開発および町林業の情報発信を通じて、転換期を迎えたこれからの町の森林・林業の在り方を決めていく必要があります。

方針

- (1) 所有者と連絡が取れない、現所有者が現況を把握出来ていない森林の解消のため、情報の集積活用、町民や事業者との連携に取り組みます。
- (2) 林業経営の収益性の低下、林業従事者の減少等に起因して施業の集約・効率化が求められる中で、維持管理が困難な森林の要因を取り除く事に努め、未整備森林の増加を防ぎます。
- (3) 森林の適正な経営管理を行い、森林の保全に努める所有者・事業者に対する支援を実施します。
- (4) 制度と情報を把握する行政と変化するニーズに対応する事業者との連携を図ります。林業情勢を捉え、林業の成長産業化を目指す国や地域の施策と一致させた取り組みを行います。
- (5) 町産材を含む木材の利用促進を図り、豊かな地域社会の実現を目指します。
- (6) 町外への情報発信および町民に向けた情報提供に努めます。また、森林や林業に親しむ機会と場を町民と一体で創出し、広く自然に関心を持てるように取り組みます。

4-3 基本施策名：活力ある商工業の振興

現状と課題

郊外型大型店、専門店、量販店、コンビニエンスストア等の出店及びテレビやインターネットを利用した通信販売等の拡大により本町の商店経営環境はめまぐるしく変化しています。それらの変化に対応するため、経営者の意識改革、中小商店の組織化・共同化による経営規模の拡大などを図るとともに、観光との相乗効果を狙った魅力ある特産品の開発・販売など、農・林・商工とのネットワークづくり、消費者ニーズを踏まえた商業環境の整備が必要です。

本町の工業は働く場の確保として重要であり、地元企業の技術力の向上や経営の近代化、さらに企業間交流による情報交換を促し、より付加価値の高い工業への転換を促す必要があります。また、ベンチャー企業の育成・支援や企業誘致を促進する必要があります。

方針

- (1) 経営者の意識改革や近代化促進、後継者の育成、新しい起業の促進等により商業の活性化に努めます。
- (2) 商店街の環境整備や特色ある商店街づくりの促進等による商店街の活性化を図ります。
- (3) 関係機関と連携し中小・零細企業の技術力の向上や近代化促進に努めるとともに、企業間交流を促進するなどの支援を行います。
- (4) 優良企業等の立地を促進します。

4-4 基本施策名：地域資源の価値の向上

現状と課題

本町には、鮫川河川沿いの桜街道、越代のサクラ、鎌倉岳、三株山、芝山、伝統文化として古殿八幡神社の笠懸・流鏝馬、八ヶ久保・薄木及び論田の獅子舞、馬場平のジャンガラ念仏踊り等伝統行事、伝統芸能、山菜やキノコ等の食材や凍み餅などの地域に伝わる伝統料理、伝統食等の地域資源が存在しますが、既存のものにこだわらず 6 次化商品など新たなものを生み出し、それらの魅力を再確認し、価値を高め、農林業、商工業、観光資源が有効に活用される必要があります。

また、農家民泊が 2 軒開業するなど、既存の宿泊施設を含め滞在型観光の素地が出来つつあり、恵まれた観光資源を有効に活用し、周遊型、滞在型の観光客の増大に向けた施策の展開が必要であるとともに、観光客のニーズに合った施設の整備や受け入れ態勢の拡大、イベントなどの情報発信、地場産品等を中心とした産業振興を促進させる必要があります。

方針

- (1) 農林業、商工業、観光資源等の地域資源を意識し、新しい価値を創造するとともに、農産物直売所等、観光客のニーズに合った施設の整備を行います。
- (2) 地域の歴史・文化、農林業・商工業と連携した観光の振興に努めます。
- (3) 伝統行事や町の特性を活かしたイベントを開催します。
- (4) 多言語表記等、増加するインバウンドの需要に対応する体制を整備します。

4-5 基本施策名：情報の発信

現状と課題

インターネット等の普及により現在は情報過多の日常となり、情報を選択して受け取る時代であり、自らの地域の良さを再確認する機会が少ない状況にあります。このような状況から、町民自らが本町の魅力を伝える活動を通じて、自らの地域の良さを再確認できる環境の構築が必要です。また、現在では様々な情報発信機能が広く利用されており、目的に応じた方法による効果的な情報発信が重要なものとなっています。

方針

- (1) 自らの地域の良さを再発見して情報発信を行い、交流人口の拡大を促進します。
- (2) 新たな地域の魅力創造のための講習会の開催、イベントやツアーの創出を支援します。
- (3) SNS等を活用した情報発信をそれぞれの立場から広く行い、地域の魅力を多くの方々に伝えます。

5 計画の実現に向けて

5-1 基本施策名：町民と協働のまちづくり

現状と課題

本町を含め多くの市町村で少子高齢化や人口減少という課題に直面しており、さらに生活環境や社会情勢の変化なども加わり、今後、本町を取り巻く環境は著しく変化していくものと思われます。このような環境の中においても、人口減少も含めあらゆる課題に適切に対処していくためには、まず現在本町に住んでいる方々が幸せを実感できるようにすることが先決であり、そのためには町民と行政との対話の中で互いの役割を認識し、第7次振興計画に掲げる将来像に近づく努力を続けていくことが必要です。

方針

- (1) 明るく親しみやすい役場をつくり、町民が肩肘張らずに話ができ、自然にコミュニケーションがとれる職員の応対を心がけます。
- (2) 町民と行政が意見を交わす機会を設け、協働できる環境の構築に努めます。
- (3) 町民の行政に対する関心を高め、協働によるまちづくりを進めるため、必要な行政情報を提供する広報活動に積極的に努めます。
- (4) 町民の意見を聞くための広聴活動などの機会を充実させます。

5-2 基本施策名：健全な行財政運営

現状と課題

全国的な少子高齢化や人口減少という課題は、本町のみならず税収や行政需要に極めて大きな影響を与えるものと考えられます。さらに生活環境や社会情勢の変化なども加わり、本町を取り巻く環境は著しく変化していくものと思われます。

このような中においても、自治体が持続可能な形で住民サービスを提供し続けることが「住民の生活」や「地域経済」を守るためにも不可欠であります。

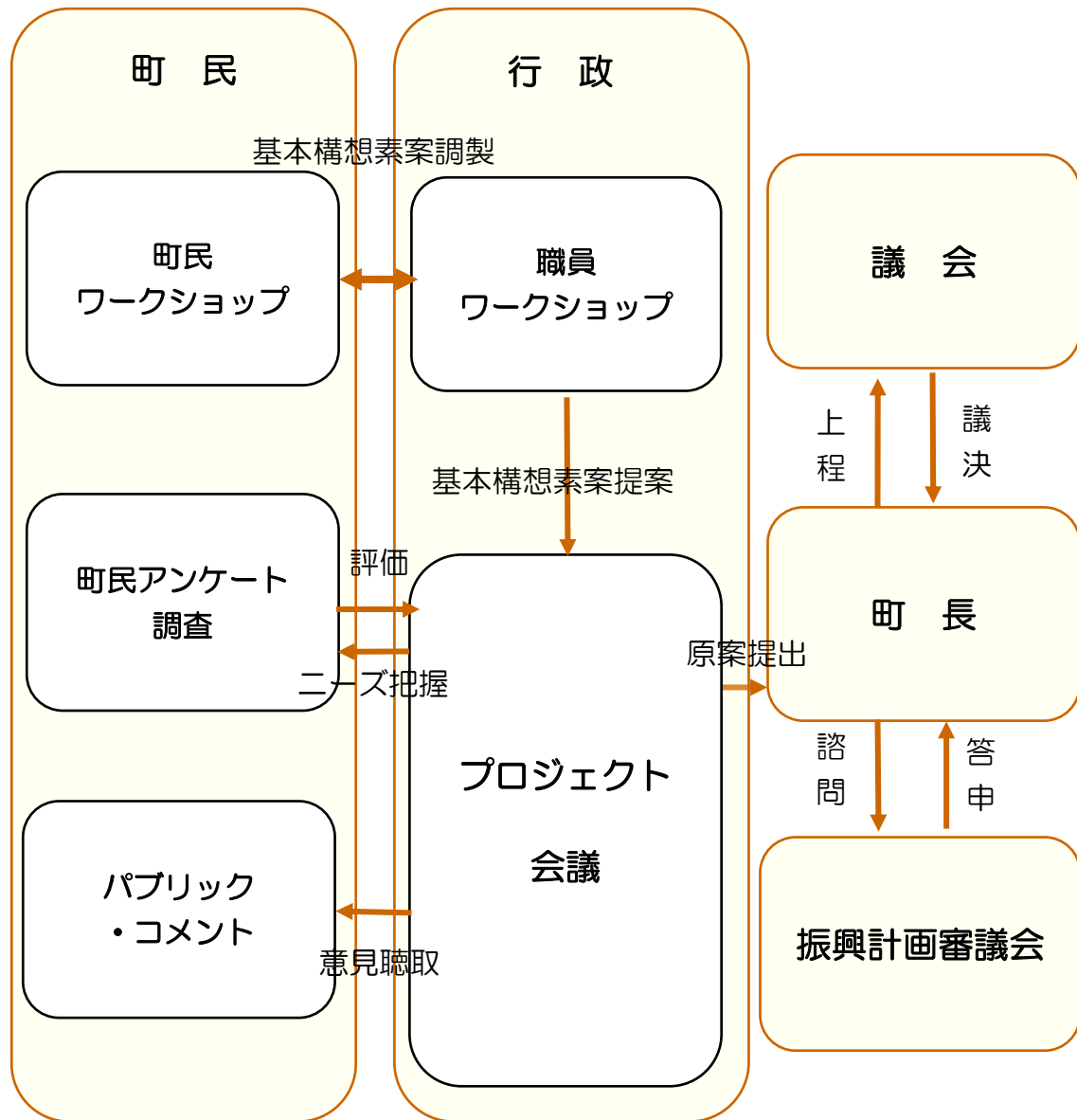
自治体は社会の変化に対応しながら行財政運営を進めるため、広域での連携、情報処理技術の進歩による効率的な事務処理などを含め様々な方法により課題を乗り越えていく必要があります。

方針

- (1) 計画的な行政運営を行うため、計画・実行・評価・改善をそれぞれの制度の中で運用できる体制を整えます。全体的な管理は第7次振興計画に掲げる目標値により行います。
- (2) 自主財源の確保や公有財産の有効利用、事務事業の見直しなどにより健全な財政運営に努めます。
- (3) 広域的に連携し、効率的かつ効果的な行政運営に努めます。

資料編

1. 古殿町第7次振興計画策定体制



2. 古殿町振興計画策定に係るプロジェクト会議設置要綱

(設置)

第1条 古殿町振興計画策定事務を円滑に推進するため、古殿町振興計画策定に係るプロジェクト会議

議(以下「プロジェクト会議」という。)を置く。

(プロジェクト会議の事務)

第2条 プロジェクト会議の事務は次の通りとする。

- (1) 振興計画の策定方針の決定に関すること。
- (2) 町の現況と課題の検討に関すること。
- (3) 計画素案の作成及び検討に関すること。
- (4) その他振興計画作成に必要なこと。

(構成)

第3条 プロジェクト会議は、別表に示す構成員をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 プロジェクト会議は会長に副町長、副会長に総務課長をもって充てる。

- 2 会長は、プロジェクト会議を統括し、協議の場において議長を務める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 プロジェクト会議は必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 プロジェクト会議の事務局を総務課に置く。

- 2 事務局は、プロジェクト会議の運営に必要な庶務を行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクト会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月29日から施行する。

別表

区分	職名	氏名
会長	副町長	風間 雄一郎
副会長	総務課長	佐川 孝佳
会員	教育長	矢吹 伸一
	地域整備課長	佐川 文夫
	産業振興課長	鈴木 一彦
	健康福祉課長	野崎 貴弘
	住民税務課長	佐川 良子
	教育次長	矢内 伸一
	議会事務局長	瀬谷 安弘
	健康管理センター所長	佐川 富克
	公民館長	矢吹 昭雄
	こども園園長	森 成子

3. 古殿町振興計画審議会条例

昭和53年6月20日

条例第13号

改正 平成12年3月31日条例第24号

平成16年3月31日条例第16号

平成21年6月26日条例第13号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、古殿町振興計画審議会(以下「審議会」という。)をおく。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、古殿町の振興計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 関係団体の代表者

(2) 学識経験者

(平21条例13・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(平21条例13・一部改正)

(会長、副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名をおく。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務課で掌理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第24号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第16号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

古殿町第7次振興計画審議会委員名簿

	役職名	名前
会長	古殿町区長会長 古殿町農事行政推進委員会会長	水野 重信
副会長	古殿町消防団長 古殿町防犯推進協議会副会長	白川 充一
委員	JA 夢みなみ古殿支店長	滝川 忠男
	ふくしま中央森林組合参事兼石川事業所所長	我妻 一嘉
	古殿町商工会長	常盤 健一
	古殿町教育長職務代理者	阿久津 華子
	古殿町農業委員会会長	水野 和徳
	古殿町民生委員協議会会長	佐藤 富男
	古殿町体育協会会長	矢内 光義
	古殿町公民館連絡協議会会長	本郷 一之
	古殿町文化協会会長	竹貫 義英
	古殿町保健協力委員会会長	水野 あさ江
	古殿町PTA連絡協議会会長	佐々木 隆
	古殿町交通安全母の会会長	藁谷 美由紀

4 策定経過

会議名等	実施日	内容
古殿町第7次振興計画策定に係る報告会	H30.12.27	・古殿町のトータルシステム診断結果の報告 ※トータルシステム診断とは、現行の様々な計画が同じ方向性をもって策定、運用されているかを診断するもの。
第1回プロジェクト会議	H31.1.29	・トータルシステム診断結果について ・プロジェクト会議の会長・副会長の選任について ・振興計画の策定方針について
第1回職員ワークショップ	H31.2.20	・トータルシステム診断結果について ・第7次振興計画策定方針について
第2回プロジェクト会議	H31.2.20	・基礎調査報告書（案）について ・第7次振興計画骨子（案）について
第2回職員ワークショップ	H31.3.19	・職員ワークショップの役割と責任の確認について
第3回職員ワークショップ	H31.3.22	・基礎調査報告書について ・第7次振興計画の骨子について ・町民ワークショップの進め方について
第1回町民ワークショップ（町民会議）	H31.3.26	・古殿町の現状と課題について ・10年後のありたい姿について（全体） ・10年後のありたい姿について（分野毎）
第4回職員ワークショップ	H31.4.9	・第1回町民ワークショップ（町民会議）の振り返り ・10年後にありたい姿の調製
第5回職員ワークショップ	H31.4.18	・10年後にありたい姿の確認について ・各大綱の10年後にありたい姿について ・第2回町民ワークショップ（町民会議）について
第2回町民ワークショップ（町民会議）	H31.4.23	・第1回町民ワークショップ（町民会議）の振り返り
第6回職員ワークショップ	R1.5.29	・町の10年後にありたい姿の確認について ・各大綱の10年後にありたい姿について
第3回プロジェクト会議	R1.6.20	・基本構想素案の策定プロセスについて ・基本構想素案について
第7回職員ワークショップ	R1.6.24	・指標の取りまとめ ・計画の不足分野の協議
第8回職員ワークショップ	R1.7.1	・基本構想素案について ・計画の不足分野の協議 ・各大綱の指標について

第1回審議会	R1.7.11	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・審議会会長及び副会長の選任 ・古殿町第7次振興計画について
第4回プロジェクト会議	R1.7.24	<ul style="list-style-type: none"> ・振興計画基本構想素案について ・アンケート調査結果について
古殿町第7次振興計画について（諮問）	R1.7.31	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問
第9回職員ワークショップ	R1.8.5	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想素案の整理 ・基本計画の策定方法について
第2回審議会	R1.8.23	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次振興計画の振り返りについて ・第7次振興計画基本構想素案について
第3回審議会	R1.9.25	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次振興計画基本構想素案について
第5回プロジェクト会議	R1.10.4	<ul style="list-style-type: none"> ・振興計画基本構想の審議会結果について ・振興計画基本計画素案について
第6回プロジェクト会議	R1.10.10	<ul style="list-style-type: none"> ・振興計画基本計画素案について協議結果の確認
第4回審議会	R1.10.15	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想素案の審議結果について ・基本計画素案についての審議
第5回審議会	R1.10.25	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画（現状と課題・方針）についての審議
第7回プロジェクト会議	R1.10.29	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画素案（現状と課題、方針）について協議結果の確認 ・基本計画素案（施策・目標・目標値）について協議
第5回審議会	R1.11.6	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画（現状と課題、方針）について
パブリックコメント	R1.11.15～ 21	<ul style="list-style-type: none"> ・町ホームページにて意見募集
第6回審議会	R1.11.25	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画（案）について ・パブリックコメント結果について
古殿町第7次振興計画について（答申）	R1.11.26	<ul style="list-style-type: none"> ・答申
令和元年第4回定例会	R1.12.12	<ul style="list-style-type: none"> ・議決

古殿町役場

令和2年4月

〒963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原 31 番地

Tel.0247-53-3111 FAX.0247-53-3154